

事 務 連 絡
令和2年11月17日

公益社団法人日本不動産鑑定士協会連合会
会長 吉村 真行 様

国土交通省不動産・建設経済局

来年2月末までの催物の開催制限、イベント等における感染拡大防止ガイドライン遵守徹底に向けた取組強化等について

内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室から来年2月末までの催物の開催制限、イベント等における感染拡大防止ガイドライン（以下、「業種別ガイドライン」という。）遵守徹底に向けた取組強化等について、別添のとおり事務連絡がまいりました。

つきましては、貴連合会におかれましては、来年2月末までの催物の開催制限等について、会員へ広く周知いただきますよう、お願いいたします。

また、業種別ガイドラインの作成後は、必要に応じて、業種別ガイドラインの遵守状況に係る具体的なチェックリストの作成・配付を行っていただくとともに、クラスターの発生状況に応じて、クラスターの状況を調査・分析していただく等、適切にご対応いただきますよう、お願いいたします。

更に、別紙9に示された感染リスクが高まる「5つの場面」や別紙10に示された「寒冷な場面における新型コロナの感染防止等のポイント」を貴連合会会員に対し周知いただきますよう、お願いいたします。

添付：来年2月末までの催物の開催制限、イベント等における感染拡大防止ガイドライン遵守徹底に向けた取組強化等について（令和2年11月12日付内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長）